

令和五年第十一回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年六月二十七日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第十一回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第十回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第五十一号 令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する

事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実

施方針

○渡部教育長 議案第五十一号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第五十一号、令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条に規定される教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和五年度の実施方針を決定するため、提出させていただくものです。

二ページにお進みください。1の趣旨でございますが、(1)の効果的な教育

行政の一層の推進及び(2)の教育委員会の責任体制の明確化を図り、「開かれた教育委員会」を推進することでございます。

2の実施方法でございます。(1)第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画の取組み項目、二十二項目を点検及び評価の対象とすることといたします。点検評価の対象となる取組み事項は三ページに参考として記載しております。

実施方法の(2)以降につきましては、(2)点検及び評価は、当該年度の取組み項目の進捗状況や昨年度の課題などの改善状況を踏まえ、今後の課題や取組みの方向性を示すものとし、年一回実施すること。(3)また、点検及び評価は、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会が自ら行うこと。(4)点検及び評価に当たっては、学校等の意見の反映に努めること。(5)この点検及び評価の結果につきましては、報告書として取りまとめ世田谷区議会へ提出し、また、区民へ公表することでございます。

3の教育に関し学識経験を有する者の選任及び委嘱でございますが、昨年度同様に三名の先生方をお願いし、意見を伺ってまいります。任期は記載のとおりです。

4のスケジュールでございますが、九月から取組み項目などの進捗状況等の作成作業を開始いたします。また、学校からの意見を踏まえ、学識経験者からも御意見をいただく予定でございます。十一月から点検及び評価の取組み項目の進捗状況等を取りまとめた資料を基に、教育委員の皆様にご議論いただき、点検及び評価結果の報告書を作成していく予定でございます。その後、三月には区議会へ報告し、また区民へ公表してまいります。

議案第五十一号についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第五十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第五十二号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第五十二号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、私からは、議案第五十二号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件は、六月六日の当委員会定例会に意見聴取議案として提出いたしました幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が二十三日の区議会第二回定例会において議決されたことから、同条施行規則を一部改正する必要があるもので、御提案するものでございます。

主な改正内容としましては、配偶者について規定する条項について、パートナーシップ関係の相手方も対象に加え、配偶者と同等の取扱いをするものでございます。

詳細につきまして、新旧対照表に基づきまして御説明させていただきます。六ページを御覧ください。第八条第二項において、その下にある括弧書きであります各号において、いずれも該当する場合は深夜勤務の制限を請求できないことと定めていますが、この配偶者に加えてパートナーシップ関係の相

手方も含めることとし、その対象を配偶者等といたします。

次に、九ページを御覧ください。第二十二条関係でございます。こちらにおきまして、男性職員の育児時間に該当しないものとして、配偶者に加えて、パートナーシップ関係の相手方を含めるものとし、「配偶者等」といたしました。

次に、一〇ページを御覧ください。一〇ページから一三ページまでの第二十条、出産支援休暇、第二十五条、慶弔休暇、第二十八条、ボランティア休暇、第三十条、介護休暇の各条文において、配偶者にパートナーシップ関係の相手方を含めるよう「配偶者等」に改正するとともに、改正条例を踏まえまして、同性パートナーを「パートナーシップ関係の相手方」、それから親族を「親族等」に改正いたしております。

次に、一四ページを御覧ください。様式でございます。一四ページから一五ページの様式改正につきましては、ただいま御説明いたしました用語の改正を反映しております。

また、一六ページの様式中、続柄というものがございますが、これを「続柄等」と改正いたします。

なお、この改正につきましては、二十三区統一で行うものでございます。正規則の施行につきましては、令和五年七月一日となります。

御説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第五十三号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部

を改正する規則

○渡部教育長 議案第五十三号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、議案第五十三号、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本改正も、先ほど御審議いただきました議案第五十二号と同様に、パートナ―シップ関係について定義するための改正となります。

幼稚園教育職員の給与に関する条例第十四条第一項の規定により、公舎等に居住する職員を住居手当の支給対象外としております。これにつきまして、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則第二条第二項におきまして、その公舎等の種類を規定しております。

新旧対照表、三ページを御覧ください。このたびの改正につきましては、職員とパートナ―シップ関係にある相手方が公舎等に居住する場合には、住居手当の対象外とする必要がございます。このことにつきまして、これまで「家族」と規定していたものを職員との関係をより明確にするために、「世帯の構成員」に改正するものでございます。

なお、本改正は二十三区統一で行うものでございます。改正規則の施行は、令和五年七月一日となります。

御説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第五十三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和五年第二回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭での御説明となり恐縮でございます。令和五年第二回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果につきまして御報告させていただきます。

次第を御覧ください。令和五年第二回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和五年度世田谷区一般会計補正予算（第二次）（教育委員会事務局所管分）から、次第の二ページ目まで続いておりますので、二ページ目となってしまいますけれども、世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例までの十二件ございましたが、いずれも六月二十三日の本会議で可決されてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和四年度活動報告について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和四年度活動報告について御説明させていただきます。

資料を御覧ください。まず、1の主旨でございます。世田谷区子どもの人権擁護機関より、令和四年度の活動報告書が取りまとめられ、このたび区に提出がございましたので、御報告をするものでございます。

次に、2の活動報告書〈令和四年度〉の主な内容でございます。初めに、(1)の十年の活動のふりかえりでございます。せたホッと設置から十年が経過したことを踏まえまして、設立と活動理念、十年の活動における相談件数や内容の変化、普及・啓発活動、制度改善への取組みなどについて記載してございます。なお、それぞれの項目につきまして、報告書のページ番号を記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、(2)の新規相談件数でございますが、こちらは三百六十七件で、前年度の三百件を上回っております。

次に、(3)の主な相談内容でございます。対人関係の悩みが一番多く、全体の二四・八%となっております。次いで、学校・教職員等の対応、いじめと続いております。

次に、(4)の初回の主な相談者につきましては、子ども本人からの相談が全体の六割強を占めてございます。

次のページを御覧ください。(5)初回（新規）の相談方法でございます。初回の相談方法は電話が一番多くなっており、五割を超えてございます。次いで、はがき、メールとなっております。なお、はがきによる相談受付は、令和

3年度から開始をしてございます。

次に、(6)の新規相談(三百六十七件)のうち年度内に対応を終了した件数は、二百六十八件となっております。残る九十九件につきましては、継続して対応をしてございます。

続きまして、(7)委員・専門員の総活動回数でございますけれども、こちらは相談対応先別に集計してございます。令和四年度は、子どもとのやり取りが大人を僅かに上回っております。

続きまして、(8)でございます。権利の侵害を取り除くための申立て等につきましては、子ども条例第十九条に基づく申立てとなりますが、昨年度に引き続きまして、令和四年度につきましてもございませんでした。

最後に、3の活動報告会の開催についてでございます。区民への報告会を七月二十六日水曜日午後六時から、子ども・子育て総合センターで開催する予定でございます。活動報告会の詳細につきましては、決まり次第、区ホームページなどで周知をしております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)塀損傷事故の発生について、本件に関して、知久教育政策・生涯学習部長より説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 塀損傷事故の発生につきまして御報告いたします。

項番1、事故の概要を御覧ください。令和五年五月二十九日月曜日の午前十一時五十五分頃、喜多見六丁目十三番先において発生いたしました。事故の相

手方につきましては記載のとおりで、大蔵五丁目在住の相手方が所有する集合住宅の塀の一部を損傷させた事故となります。事故の内容といたしましては、生涯学習課職員が運転する庁有ワゴン車が文化財等の展示準備のため、資料保管先に向かっていたところ、右折の際に、進行方向左手にある電柱及び支線に気を取られ、内輪差を見誤り、乙所有の塀に接触し、その一部を損傷させたものです。

資料二ページを御覧ください。事故発生現場などの状況は図にお示ししたとおりでございます。

資料一ページ、項番2にお戻りください。事故後の対応につきましては、乙所有の不動産の管理会社に連絡するとともに、現場において、警察官の立会いの下、事故の内容や損傷の程度について確認を行いました。現在、事故の相手方、乙とは、管理会社を通して誠意を持って示談交渉に当たっております。本件につきましては、職員に対し、安全確認や運転操作に細心の注意を払うよう指導を行いました。また、課全体で本件内容を共有し、事故の発生予防を周知徹底いたしました。今後の再発防止に向け、継続的に安全運転の啓発を行ってまいります。

誠に申し訳ございませんでした。私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)令和六年度指定校変更の制限について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 それでは、令和六年度指定校変更の制限について御報告いたします。

1の主旨でございます。区教育委員会では、「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する観点から、小・中学校において、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定しております。一方、法令により相当の理由があると思われる場合は、指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、区におきましては申請理由が相当と認められ、受け入れる学校においても支障がない場合には、変更を許可しております。しかしながら、受け入れる学校において、児童・生徒の著しい増加などにより、通学区域内の児童・生徒の受入れに困難が見込まれる場合は、他の通学区域からの指定校変更の制限をしていることから、令和六年度の指定校変更の制限校等について御報告するものです。

次に、2の令和六年度の指定校変更の制限校等でございます。(1)制限校につきましましては、今年度に継続し、記載の小学校九校、中学校二校でございます。新たに制限校となる学校はございません。

(2)の学校施設の受入れ状況等により指定校変更の許可を一部行わない学校は、今年度に継続し、桜丘中学校になります。こちらは、指定校変更を制限はいたしません。生徒数の増加による学校施設の状況等により、一部事由、部活動の事由ですけれども、この事由による指定校変更の受入れを行わないというものです。

二ページを御覧ください。指定校変更許可基準をお示ししております。この基準における区分のうち、桜丘中学校におきましては、令和四年度までの実態として、部活動を理由とした申請が多くなっており、全体の約半数を占めておりました。

一ページの一番下にお戻りください。参考として、桜丘中の生徒数、学級数を示す表を掲載しております。令和三年度、令和四年度の表中段に、指定校変更による生徒数の実績を示しており、括弧内は、そのうち部活動を理由とした

生徒数になります。一方、この表の上部に記載しているとおり、普通教室に転用可能とされる教室数は十九で、今年度、令和五年度の表の一番下の学級数が同じく十九となっております。教室確保の観点から、学級数十九を維持する必要があると推計して、令和六年度につきましても、今年度と同様に部活動を理由とした受入れを行わなければ、十九学級を維持することができると推計しております。したがって、全体生徒数を抑制する必要があることから、令和六年度につきましても、引き続き、部活動事由による指定校変更の受入れを行わないことといたします。なお、指定校変更の申請のうち部活動以外の事由、例えば、友人関係で特に配慮を要する場合やその他特別な事情等、受入れが必要な事由につきましても、引き続き対応してまいります。

3、今後のスケジュールとしましては、七月十五日に区ホームページ、八月十五日号「区のおしらせ」に掲載するほか、秋に実施を予定しております。就学時健康診断などの機会に保護者に周知してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)「ハローキャリアワーク」の実施について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から、「ハローキャリアワーク」の実施について御報告いたします。

まず、1、主旨についてですが、児童・生徒のキャリア教育の機会を創出することを目的としております。令和四年度の試行実施の成果や結果を踏まえ、令和五年度、引き続き実施するものでございます。

続きまして、2、令和四年度の試行実施の内容と成果についてでございますが、二ページ目を御覧いただければと思います。二事業者で実施をいたしました。二事業者とも、委託しましたClockhourからの御紹介でございます。

それでは、左から、一点目の株式会社松陰会館について御説明をいたします。受入れ対象、期間は記載のとおりでございます。体験業務は、空き地の利用について意見を申し合うワークショップを行いました。空き地の利用について、畑やカフェ、居場所づくりなど、子どもたちから活発な意見交換が行われました。事業者からも、私たちには発想のない柔軟なアイデアがもらえたと報告を受けております。参加した子どもたちからは、今までやったことのない経験ができたなど満足度が高い評価となりました。

二点目のリコー・ブラックラムズ東京についてでございます。受入れ対象、期間は記載のとおりでございます。こちらはラグビーの試合の運営業務を補助する活動を行いました。参加した子どもたちには、お客様に感動を与えるにはどうしたらいいかを考えようというコンセプトの下、子どもたちが自主的に考え、応援グッズを観客に手渡して配るなどの業務を行いました。事業者からは、ラグビーに関心を持ってくれてよかったと報告を受けております。参加した子どもたちからは、人のために働いたり、動いたりする経験が将来役に立つと思ったなどの感想が寄せられました。

成果といたしましては、記載のとおり、課題を自ら解決していく力が実社会の中で必要な力なのだと実感したこと、企業や地域とともに子どもたちを育てる意識の向上が上げられました。

課題といたしましては、教育課程外のため、活動への保険加入の補助、安全面の配慮、受入れ事業者の拡充でございました。

職場体験とハローキャリアワークの違いについては、下の表のとおりでございます

います。

一ページにお戻りいただければと思います。3、今年度の実施内容についてでございますが、(1)目的・効果については、記載内容を御覧ください。

(2)受け入れ先についてですが、受入れ先が確定しております学校法人村川学園の食フェスについて説明いたします。日程や場所は記載のとおりでございます。内容といたしまして、学園の教師である中国料理専門の加山氏の指導の下、小・中学校の児童・生徒たちへ食に関する知識や技術を教えます。また、児童・生徒が世田谷の地元で取れた食材等を使用し商品のアイデアを共に考え販売するというような内容になっております。

最後、4、スケジュールについてでございます。今後、受入れ事業者の拡大をめざしております。現在、受入れ予定の事業者は、経済産業部と連携いたしました、3、(2)に記載しております九社を予定しております。開催期間や受入れ対象、体験業務等を協議し、確定した業者と連携して実施を考えております。十二月には、教育総合センターメッセにおいて報告会を実施する予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年七月の各課行事予定につきまして御説明させていただきます。

まず、教育委員会の予定でございますが、七月十一日に第十二回教育委員会定例会、また、第十三回教育委員会定例会が二十四日及び二十五日の二日に分けて予定されてございます。

次ページ以降に、その他各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (7)その他の連絡事項等はないませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が八件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は七月十一日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第十一回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十六分閉会